

北海道新幹線札幌トンネル工事に伴う要対策土の受け入れ候補地に関する陳情

令和5年8月31日 受理
令和5年9月4日 付託 総務委員会

提出者

札幌市手稲区

有害掘削土から手稲の水と安全・健康を守る会

代表者 共同代表 藤田 普貴子

(要 旨)

手稲区金山の採石場跡地を、北海道新幹線札幌トンネル工事に伴う重金属含有の有害掘削土（以下、要対策土）の受け入れ候補地から除外してください。

(理 由)

- 1、 採石場跡地は水道水源区域であり、すぐ下流に宮町浄水場があります。
- 2、 採石場跡地は土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。
- 3、 採石場跡地の近くには小・中学校、病院、老人ホームがあります。
- 4、 過去に旧手稲鉱山では坑廃水の異常出水事故が発生し、住宅の床下浸水、道路・鉄道の通行止め、新川の魚介類が死滅する等、大きな被害が発生しています。
- 5、 令和元年9月17日に総合交通政策調査特別委員会に付託された陳情4号が、令和5年5月2日に札幌市議会議員の任期満了により、継続審査のまま審議未了廃案となったため。
- 6、 鉄道・運輸機構の説明資料によると、要対策土の盛土範囲（案）は土石流発生源の急傾斜区間です。また、土砂災害警戒区域の流域です。
- 7、 令和2年2月に札幌市が行った地域住民への意見募集では、ほとんどの住民が事前調査と要対策土の受け入れに反対しています。
- 8、 札幌市秋元市長宛てに「手稲区金山の採石場跡地を、北海道新幹線札幌トンネル工事により発生する要対策土の受入候補地からの除外を求める署名」を令和元年12月に10,539筆、令和2年7月に2,279筆、合計12,818筆を提出しています。

以上の理由により、手稲区金山の採石場跡地に要対策土を受け入れると、要対策土に含まれるヒ素やセレンにより水道水の安全と住民の健康が脅かされます。また、土石流の発生源となる場所に要対策土を盛土すると、気候変動による過去に例のない大雨が降った場合など、要対策土を巻き込んだ土石流が発生し、大きな被害を生じる恐れがあります。さらに地域住民の中には過去に旧手稲鉱山の異常出水事故を経験している方々もおり、要対策土を受け入れてしまったら安心して生活することができません。札幌市は市民の健康を保護し、生活環境を保全し、自然的構成要素を良好な状態に保持する責務があります。

したがって、札幌市は地域住民の声を真摯に受け止め、採石場跡地を要対策土の受け入れ候補地から除外するように、要旨記載の通り陳情いたします。